

第1章 景観計画区域

古河市景観計画

1-1 景観計画区域

1-1 景観計画区域

近年、「生活の質」「人生の質」に対する要求などの社会背景を受けて、人々の景観に対する関心の高まりが見られます。私たちが景観を“美しい”と感じるとき、単に一つの山や川、あるいは建物だけを見てそう感じているのではなく、山や川、建物とそれらを取り巻く周囲の状況を併せて見て、全体の風景としてその見事さを美しいと感じていると思われま

す。古河市の豊かな田園地帯、広大な水辺に囲まれた歴史ある地域性を生かして、この地に暮らす人々がいきいきと暮らす「ふるさと」をつくり上げていくために、何を守り、何を育み、将来どんなふるさとなれば良いかをみんなで考えていく必要があります。

そのためには、道路や公園などの公共施設をはじめ、一般の住宅、事業活動が営まれている商業施設や工場、農地や樹林地等の自然環境など、様々な景観要素によって形づくられている古河の良好なふるさと景観を守り、生かし、創る、景観づくりに向けての一步を踏み出すことが重要です。

良好な景観づくりを、息の長い着実な努力の積み重ねにより、市民・事業者・行政が協働の理念のもとに進めていくには、その基本的な方針を定める必要があります。この方針に沿って、地域の魅力や価値を高め、永続的な地域資産としての景観をつくり上げ、「人生の舞台を、できるだけ美しく、素晴らしいものにしていく」ことが重要であると考え、**古河市全域**を景観法第8条第2項に基づく景観計画区域とし、景観形成を進めます。

◆図一 景観計画区域

